

糸割符一商人研究序説（一）

箭内，健次

<https://doi.org/10.15017/2334022>

出版情報：史淵. 70, pp.19-26, 1956-10-30. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

糸割符商人研究序説 (一)

箭 内 健 次

慶長九年、家康の命によつて堺の重立つた商人十人が長崎に赴き、当時滞貨中のポルトガル商船舶載の中国生絲即ち白糸を一手に買取らせた事は、所謂白糸割符法の始原として夙に知られる所である。そしてやがて之を契機として堺の外に京都、長崎の二都市の商人が加わり、元和年間には大坂及び江戸の商人が加わるることによつて糸割符商人の名が生じた。この商人たちこそは当時の輸入商品の中樞を占める白糸の一手買占による独占的役割において特權商人の代表的なものと見て注目され、ことに我国封建社会の確立期において彼らの果たした役割の評価をめぐり俄にその存在がクローズアップされた觴がある。しかしながら実証すべき資料の不足から、その構成及び資本の実態が不明であり、問題提起にとどまつているのが実情である。しかし糸割符商人の活動は単に確立期のみにとどまらず、その名の記すごとく糸割符制度の施行された時期を通じて存在したという点からするならば、慶長年間より幕末に至る二世紀以上に亘つてゐることは勿論である。この絲商人活動の盛衰は近世商人史の一面を物語るものとして注目すべきものであらう。今ここにその序説として前期における活動を貿易史の上から見ることにしたい。

初期の糸割符はいふ迄もなく輸入白糸全部に対して適用されたものではなく、ポルトガル船によつて輸入されたものにとつてだけであるが、これが当時の輸入生絲の量の大半を占めたものであつた事は恐らく疑ない所であらう。したがつてそ

の発端がポルトガル船の滞貨による愁訴から出たものにせよ、又幕府のポルトガル船来航の途絶を恐れたからにもせよ、幕府がそれまでの自由放任から新しい貿易政策として統制主義への一步を踏み出したものであることは認めうる所である。即ち幕府は一方においてこれより遡ること三年前から朱印船貿易という特許制による邦人貿易保護政策を施行したが、今糸割符制によつて外国船の貿易の統制を企図したものであり、当時ポルトガル船と並んで外国船の代表的役割を演じていた中国船に対してはそれが各領国内の港に自由に入港していたという現実から、長崎一港のみにほぼ局限されていたポルトガル船よりもその統制について技術的に困難と認めたことが考えられる。

従て幕府の統制は朱印船主の許可制と、糸割符商人によるポルトガル船積荷買占という二方面において考慮されたといえる。この場合朱印船貿易家の性格はどのようなものであつたか。既に岩生教授の研究（「朱印船貿易家の性格」―社会経済史学第十七巻一号）により明かなごとく、初期においては大名武士商人はじめむしろ極めて広範囲に許可されたものの、漸時大名武士は消え、商人が中心となり、その商人も元和年間以降特定の商人ことに銀座商人などによつて独占されてゆることが判明する。（同教授、「銀座と朱印船貿易」（和田博士還暦記念東洋史論叢所収））

一方糸割符商人とはいかなる身分に属するものであろうか。又彼らと朱印船貿易家との関係はどうであらうか。慶長九年の当初における糸割符年寄の名は「糸割符濠觴之次第御尋ニ付申上候書附」に見えているが、しかし朱印船貿易家として名の見えるのは京都の年寄の一人津田紹意と長崎の高木作右衛門の二名にすぎない。しかし津田は慶長十七年の一回だけ高木は元和二年以後二回だけであつた。堺の場合も京の場合も彼らは町の有力者であり、長崎でも又頭人たちであつた所から彼らは何れも夫々の都市の上層部に属する人々であつた。ことに彼らの中に朱印船経営を行うものがあつたことは可成の資本力の存在を裏書きしているといえよう。尚糸割符商人の構成については後述するが、初期においては少くとも糸年寄と平割符人との二階級に区分されることができるとのその数は僅少であつたらしい。

絲割符人の構成の由来については詳かでないが、恐らく以前から貿易業務に携つていた人々の中からいわば自主的に構成されたものではあるまいか。したがつてその人員も一定でないのは当然であつたと考えられる。この事は糸割符制が個々の商人の統制を企図したものでないことを示すものである。次にこの糸割符商人と朱印船貿易家との関係について考えるに、夫々の仕事の内容から考えるならば自ら立場は異なるといえる。勿論朱印船貿易家にも色々その経営の方法に相違あることは明かであるが、前者は外国商船の貿易商品の取引業者であり、後者は日本人による貿易業者で彼らの舶載商品は糸割符商人の統制下にはなかつた点でいわば対立的關係にあつたといえるのである。

朱印船貿易経営者が舶載した商品をいかに売却したかは判らないが、初期において幕府——直接的には長崎奉行であるが——の干渉、統制は殆んどうけなかつたと考えられる。むしろ朱印船貿易は幕府の保護の下に競争相手であるポルトガル船をはじめとして、中国船、イギリス船、オランダ船と相伍して日本の対外貿易圏において大きな役割を占めるに至つたが、やがて強化された幕府の統制政策のために制限されるに至つた事は幕府との特殊關係者によつて経営された事によつても明かである。他方糸割符制によつて先ずポルトガル貿易を抑えた幕府は更に進めて中国船、オランダ船の貿易にもこの制度を適用するに至つたが、その事は同時に朱印船にも及ぶべきであつた。所がこの事は図らずもキリスト教との関連の名において実現を見た。即ち思想の統制をめざす幕府にとつてキリスト教の弾圧は最大の関心事であり、この目的の下にキリスト教布教と不可分の關係にあるポルトガル船の來航をとどめるとともに、海外から日本人教徒の潛入を防止する目的で邦人帰國を禁止し、ついで邦人の渡航をも禁ずるに至つたのである。ここにおいて朱印船の制度は消滅したが、この場合朱印船貿易家よりの抵抗は生じなかつたであらうか。恐らく存在しなかつたと考えられる。その理由として當時の貿易家は前述のように多くは幕府と特殊關係にある例えば銀座とか呉服師とかの商人たちであり、彼らは夫々の特權的地位に安住し独占的な利潤を享受していたから、例え利潤は大であらうとも幾多の危険を伴う貿易船の経営よりも、むしろ

国内商人としての地位に安んじたものと思われるのである。

尚この際考えられる問題として朱印船貿易と幕府財政との関連の問題がある。朱印状の発給が幕府の手に収められ、又朱印船が幕府の公認貿易船として保護を約されている以上その貿易利潤の幕府財政の寄与が何らかの形で行われたであろうとは想像されるものの、それを裏書するに足る資料に恵まれていない。朱印状発給にあたり受領者が献上品を呈した事等は見えるが、貿易そのものからの汲い上げは見られない。他方幕府自身の手による貿易経営もその具体例は極めて少い所から初期の貿易奨励は幕府財政の強化そのものから出たものではないと考えられる。この点糸割符の場合も同様である。

(拙稿「長崎貿易仕法変革の意義」(九州文化史紀要第五輯所収))

鎖国の完成によつて外国船はオランダ及び中国だけとなり、貿易港も又長崎一港に限定されたことは京、堺、大阪、江戸、長崎の五ヶ所の貿易商人によつて構成される糸割符商人による貿易の完全掌握を意味するものであり、彼らはここに曾ての朱印船貿易家の役割をも併せたともいいうるであろう。従てここに当然曾ての貿易家であつた銀座商人又は呉服師商人と糸割符商人との関係が生れてくる。銀座商人との関係は別に論ずる予定であるが、呉服師について申せば、これが糸割符と密接な関係にある事は最初の慶長九年の時の割符にも六十丸が呉服師五人に割当てられている事によつても明らかである。以後は一時元禄十一年から宝永六年までは現糸千丸となつたが略六十丸の現糸が呉服師分として別に割当てられている事は糸割符商人との関係を物語るものであり、後藤縫殿助、茶屋四郎次郎は代々呉服師の最有力者として長崎輸入の生糸の西陣への供給に活動していたと考えられる。

抑も初期の糸割符は商人の性格特権的地位を与えられているとはいへ、幕府との関係は他の特権商人たちのような「側近的」性格はもつていなかった。初期の糸商人たち、ことに年寄たちが依拠した権威とはただ慶長九年五月三日付で幕府から下附された所謂糸割符制設定の朱印状、即ち御奉書であつたにすぎなかつた。したがつて幕府としては糸割符商人に

注目したのは彼ら個人に就いてではなく、その特殊な集団そのものであったといえる。して見ると幕府は何故にかかる商人団を保護したのであろうか。恐らく幕府がその初期において試みようとした貿易の独占——秀吉が晩年試みたごとき——の姿を変えたものであろうと思われる。自らの手による貿易を行う代りに一定の商人団を構成せしめ、それを通じて行わしめる方法がより安易且確實であり、同時にそれが当時の幕府の主要直轄都市の統制をも兼ねる結果となつたからと思われる。

鎖国によつて貿易統制の主導権を握つた糸割符人らの活動の実態については僅かに出島オランダ商館日誌に記されている所から想像するにすぎないが、それでも尚彼らの価格決定権が著しく強いことが窺われる。このような彼らの全盛時代は二十数年にして一変した。明暦元年（一六五五年）以降糸割符制は廃止されすべての取引は相対仕法となつた。この原因については別稿に譲るが（前掲貿易仕法改変遷の意義）糸割符商人たちの独占的行動に対する新興商人たちの貿易参加の運動が主要な理由と考えられるのである。しかしながらこの仕法の実施は忽ち貿易に混乱を生ぜしめ、貿易の主導権を外国商人に奪われる結果となり、金銀の夥しい流出ともなつたので再び改正の声がおこり、遂に寛文十二年以降市法商売仕法が行われることとなつた。しかしながら、この場合は糸割符商人たちの希望も空しく第一に貿易の主導権の恢復に焦点がおかれ、生糸も他の商品と同じく取扱われ、五ヶ所から夫々の目利を出して評価せしめ、それらを基にして奉行所で買値を決め、それを五ヶ所商人に入札せしめ差額を五ヶ所商人や長崎市民に分配せしめた。そしてこの場合全国に亘る輸入商品の引受商人を定め夫々五ヶ所に分属せしめてその引受額を決定したが、絲商人もこの中に包含されていた事は当然であつた。

このような状態の下に、糸蔵は貨物蔵に使用されたため糸割符商人たちは嘗ての夢を再現しようとしきりに糸割符制の再興を望んでいた。この努力は実を結び貞享二年には市法商法が廃止されて定高仕法が行われ、生糸は再び割符制を適用

することになつた。彼らの喜びは極めて大であつた。しかしこれは単なる復活ではなく、貿易統制への第一歩としての割符制であつたことは明かであつた。糸乱記によれば、市法商法改正の理由として、

牛込忠右衛門殿（註この仕法施行当時の長崎奉行）の偽り忽ち頭はれ、権現様の御免ありし割符の義こそあるべき事なれとて貞享元年子の極月廿八日に、貨物御停止遊ばさると江戸の町々へ触ありて、貞享二年丑の正月十日に白糸割符の御奉書、長崎にこそは到着しぬ。（糸乱記巻二）

と、「偽り」とか「あるべき事」とか抽象的の事のみであるが、他方崎陽群談などに見える改正の理由としての金銀の流出防止と長崎住民の華美の匡正（崎陽群談第二）等から見て、幕府は従来ほとんど放任の貿易額制限への一步を決意し、同時に貿易の利潤を吸い上げて財源とする方策に出たものと思われる。（前掲拙稿参照）即ち後の長崎会所を設置するに至つた兆しがここに見られるのである。貞享二年における長崎一ヶ所の生糸割符商法の利益として銀四百五十六貫目あり、それが御用物役初め地下役人及び箇所割で長崎全町民に配当されている事が知られるが（「外国商法沿革誌」所収（長崎叢書巻四）これは長崎以外の四ヶ所からも吸い上げられたことであろうと思われる。このようにして従来殆んど独占的に利潤を収めていた糸割符商人たちはここに大きく幕府の貿易統制の下に財源の負担者の地位に移つていつたのである。ここに幕府の政策の変化に伴う彼らの性格の変貌がある。

貞享二年以後においては糸割符商人の構成は可成明確となる。例えば「京都御役所向大概覚書」第六には糸割符商人の数として

京都 七十五人 堺 百十四人 江戸 四十七人（多少増減あり） 大阪 四十五人
長崎（地役人四十七人の外町民全体関与す）

が挙げられ、又その組織も記されている。尚その他数例を見出しうる。（長崎港草巻五、糸乱記巻二、史学雑誌第六十二編十二

号所収森岡美子氏論文所引資料等）これらを通観しても糸割符商人なるものは決して五ヶ所が統一的な組織をとつたものではない事が判明する。人数も一定せず、又その最有力者としての年寄は町の最高責任者としての町年寄の兼任が多く見られたが、やがて絲宿老という職名が生れこれに専心するようになった。（江戸上方では割符年寄といわれたという——糸割符宿老覚書）これら宿老又は年寄は多く世襲であつたことも糸乱記や宿老覚書の資料からみて明かである。

貞享二年から元禄十年代までの時期は貿易額の制限（船の制限を含めて）の政策と現実の貿易との調節の時期といつてよいであろう。幕府が案出した貿易額が当時の貿易の実情から見て余りにも懸隔があつたため、抜荷その他の非合法行為の跳梁を招くこととなり、この矛盾の解決案としてここに銅による代物替即ち「御用銅」政策が生れ出したのであつた。

しかも当時の現象として注目すべき事は、それまで輸入商品の首位にあつた生絲が漸くその需要を減じたことである。即ち元禄十一年制定の割符には五百丸を従来の題糸でなく現糸に変更したことである。これは反面国内における和糸生産の増加を物語るものであるが、当然白糸についての支配的立場にあつた絲商人の役割の縮小を意味することになるのである。尚輸入生絲の減少は貿易額の制限が容易に解決しえない当時として、輸入額の減少を齎らすという点においても幕府にとつて好ましい事であつたとみてよいであろう。

貿易額制限の問題は長崎貿易の中心課題であつたばかりでなく、元禄正徳時代の幕府の最も重要な問題であつた。代物替政策が図らずも銅の莫大な流出と国内需要の不足という事態と惹起したが、やがて新井白石によつてその儒教的貿易観の上に立つ所謂正徳の新令が公布されて、中国船、蘭船の貿易額は年に夫々銀六千貫、三千貫と定められ、信牌制がとられることになつた。しかもこの貿易額はそれまでの実績に比し大幅の減額であつたことは勿論であるが、これを押切つたのは財政の窮乏による徳川幕府の最初の封建的危機を克服しようとする封建権力であつた。したがつて白石が失脚し、將軍吉宗によつて享保の改革が行われ全面的な匡正が行われたものの貿易政策については一応の修正にとどまつたことによ

つても明かである。しかも外国貿易はこの時代より下降しはじめた。この事は当然貿易商品の数量の減少を示すものであり、又同時に貿易商人の活動にも大きな影響を与えた。糸割符商人のごときその著しいものであつた。